

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の還付の申請)</p> <p>第64条 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、還付を受けるべき額その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。</p>	<p>(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の還付の申請)</p> <p>第64条 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、還付を受けるべき額その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。